

2021年度 前期 における教育・研究活動の実施に係る方針
(新型コロナウイルス感染症対策) (2021年 2月 3日)

新型コロナウイルス感染症の状況の変化等を踏まえ、感染拡大防止を前提としつつも、学生の安全を最優先に確保しながら、大学として、教育及び研究活動を安定的に実施するため、下記のとおり方針を定めるものである。

記

1 教育活動について

(1) 講義科目について

ア 第一部

原則として、1つの講義の受講生を学生番号で奇数の組と偶数の組に分け、当該授業の奇数回は奇数の組を、偶数回は偶数の組を対面式で行う。対面式で受講しない組に対しては、オンデマンド式で行う(別表参照)。

ただし、原則の方式以外で実施する講義科目(対面式のみで実施又はオンデマンド式のみで実施)については、専門教育科目については教育類等に調整を依頼し、共通科目については副学長(学務, 入試担当)が調整を行う。

イ 第二部

原則として、対面式で行う。

ただし、原則の方式以外で実施する3年次から5年次の講義科目については、教育類単位で申請するものについては、オンデマンド式で行うことができる。

ウ 大学院

原則として、オンデマンド式で行う。ただし、原則の方式以外で実施する講義科目については、プログラム単位で申請するものとする。

(2) 実験, 実習及び演習科目について

原則として、対面式で行う。ただし、原則の方式以外で実施する実験, 実習及び演習科目については、教育類又はプログラム単位で申請するものとする。

2 研究活動について

通常の研究活動を行う。

3 定期試験等について

定期試験については，前期授業開始後，意向調査を行う。
なお，中間試験を行う場合は，レポート形式で行う。

4 授業の方法について

2020年度に作成したオンデマンド式教材を利用し、『ハイブリッド型授業のガイドライン』に示すような多様な形式を認める。ただし，原則の実施形態によらず実施する場合は，必要な手続きをとること。

5 上記1～4についての補足説明

(1) 1-(1)-アについて

ア 専門教育科目の対面式又はオンデマンド式のみで行う科目の教育類等での調整については，専門教育科目の開講単位数（前期）のそれぞれ2割を上限とする。

イ ディスカッションを伴うものについては，同時双方向式が望ましい。

ウ 休講等で授業を行わなかった場合も，別表にある奇数，偶数の割振りを個別に変更しないこと。

エ 講義室の収容に余裕があるとき（概ね50%以下）及び奇数・偶数を間違えて出校した場合など，その回の対面式の対象とならない学生からの出席の希望がある時も，全学的なコントロールの観点から原則として出席は認めない。ただし，奇数・偶数の組み合わせを行うと授業が成立しない場合は除く。

オ 当該学生が対面式で受講すべき講義に欠席し，オンデマンド式を受講した場合は，原則，欠席扱いとする。（病気で診断書等のエビデンスがある場合及び入国困難な留学生については，配慮すること。）

(2) 1-(1)-ア及びイについて

オンデマンド式で行う場合は，教育類単位で申請することについては，将来の遠隔授業の上限60単位を見据えたものである。

(3) 1-(1)-ウについて

対面式で行う場合のプログラム単位で申請することについては，第一部学生が，パソコンを持ち込んでのオンデマンド式及び同時双方向式の受講や自習等で使用できる講義室確保のためのものである。

(4) 3について

定期試験の実施形態については，新型コロナウイルス感染状況を鑑みな

がら、本実施方針下における教員の意向を調査する。

中間試験のレポート形式については、多数の授業で対面式中間試験を実施すると教室確保が困難になるため。

(5) 4について

対面式とオンデマンド式で受講する学生に差が出ないようにするため。

「多様な」とは、オンデマンド式、同時配信式、同時録画（後日配信）式及び隔週対面式授業＋オンデマンド式授業等をいう。

講義を録画してオンデマンド式動画とする場合など、学生が時間割どおりに受講できないときは、対面式授業のあと3日以内に公開し、1週間程度の公開期間を確保すること。

6 教育用端末を設置している講義室の利用について

インターネット環境（PC、スマートフォン、Wi-Fi等）が整備できない学生は、引き続き教育用端末を設置している講義室（1129, 2139, 2439）の利用を可能とする（ただし、授業の利用を優先とする。）。利用する場合は、登校前に検温を実施し、平熱であることを確認する。教育用端末を設置している講義室では、3密（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、間近で会話や発声をする密接場面）を避け、利用者は必ずマスク・イヤホンを着用し、利用前後は手洗いを徹底するとともに使用するキーボード、マウス等の消毒を行う。

なお、利用者が多く、教育用端末を設置している講義室のみでは座席間隔を空けて利用することができない場合は、授業予定のない教室についても開放する。

7 感染防止対策について

- ・ 令和2年7月27日付け事務連絡「本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点について」（文部科学省高等教育局大学振興課）、
- ・ 令和2年10月7日付け事務連絡「「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン」の改訂について（周知）」（文部科学省高等教育局高等教育企画課）、
- ・ 令和2年9月15日付け2文科高第543号「大学等における本年度後期等の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について（通知）」（文部科学省高等教育局長）
- ・ 令和3年1月8日付け2文科高第934号「緊急事態宣言を踏まえた大学等における新型コロナウイルス感染症への対応に係る留意事項について」（文部科学省高等教育局長）

等記載の感染予防策を実践し、教員及び学生等の健康・安全に配慮すること。

8 その他の事項

(1) 感染防止の考え方

ア 発熱（37.5 度以上）等の風邪症状がある場合は、大学に登校せず自宅等で静養する。次の症状がある場合は「名古屋工業大学安全管理室」（内 7163）に相談する。

- ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ・ 重症化しやすい方（糖尿病・心不全・呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

イ 3密の条件が同時に重なる環境での授業等の実施を避けること。

また、こまめに換気を行い、検温、手洗い及び消毒等の感染予防の徹底を指導すること。

(2) オンライン式授業に関する注意事項

ア シラバスに授業の形態（対面、オンデマンド、同時双方向）旨を記載するとともに、学生が速やかに相談できるよう、連絡先を記載すること。

イ 教育効果を確保し、各授業の到達目標を達成できるよう、事前・事後の学習課題を適切に課すことに努めるとともに、質問や課題への解答や指導が速やかになされること。

ウ オンライン式授業であっても学生と教員及び学生同士の交流ができるような授業の形式等を工夫すること。また、新入生については授業外においてもオンラインを活用するなど、交流が促進できる取組みを検討すること。

エ 対面式授業の増加により、学生は、対面式授業とオンデマンド式授業とが接近した時間割となる場合が多く想定されるため、オンデマンド式授業の教材の開放期間について十分配慮すること。

(3) 本方針は、今後の感染状況を踏まえ、逐次見直すことがある。